

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、子ども・子育て支援法に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

子ども・子育て支援法に関する事務ではシステムの保守を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、受託業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。  
内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード、パスワードおよび指静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

大田市長

## 公表日

令和4年1月24日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の教育・保育給付認定を行い、保育所等の施設を利用する教育・保育給付認定児童の管理、利用者負担額の算定・徴収及び給付費の支給を行う。大田市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定の取消しに係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定の取消しに係る応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請に対する応答</li> </ul> <p>子ども・子育て支援法に基づき、施設等利用給付を必要とする児童の施設等利用給付認定を行い、子育てのための施設等を利用する施設等利用給付認定児童の管理、給付費の支給を行う。大田市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の申請の受理</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の申請に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の申請に対する応答</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の変更申請の受理</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の変更申請に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の変更申請に対する応答</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の職権による変更に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の職権による変更に対する応答</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の取消しに係る事実についての審査</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定の取消しに係る応答</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定証再交付申請の受理</li> <li>・子どものための施設等利用給付に係る認定証再交付申請に対する応答</li> </ul>
③システムの名称	子育て支援システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
子育て支援システムファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一 94
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ・別表第2の第116の項(情報照会事務に関する根拠)
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 TEL:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求書と同じ。

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
	[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない</b>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	評価実施機関における担当部署 (所属長)	子育て支援課長 向田健治	子育て支援課長 大野康成	事後	人事異動
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署(所属長)	子育て支援課長 大野康成	子育て支援課長	事後	人事異動
令和1年6月14日	事務の概要	<p>子ども子育て支援法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の支給認定を行い、保育所等の施設を利用する支給認定児童の管理、利用者負担額の算定・徴収及び給付費の支給を行う。</p> <p>大田市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答</li> </ul>	<p>子ども子育て支援法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の教育・保育給付認定を行い、保育所等の施設を利用する教育・保育給付認定児童の管理、利用者負担額の算定・徴収及び給付費の支給を行う。大田市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定の取消しに係る事実についての審査</li> <li>・子どものための教育・保育給付に係る認定の取消しに係る応答</li> </ul>	事前	子ども・子育て支援法の改正
令和1年6月14日	IV リスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更に伴う記載追加
令和3年7月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正のため